

# 幕末期における長崎情報の伝達

— 特に豊後岡藩の事例 —

後 藤 重 巳

## 一、はじめに

戦国時代の諸大名の発したいわゆる「分国法」の中では、各法を通して領外との「音信音物」の取り遣りを厳禁している。その主体的な目的の一つに、領国機密が他国に漏れることを防止するにあつたことは言うまでもない。

幕藩体制下においては、幕府は鎖国政策をとりながら、一方では積極的に諸外国事情の掌握につとめ、オランダ船の長崎入港に際し、「風説書」の提出を義務づけ、国外情報の入手につとめた。しかし、そこに収集された情報は、ひとり幕閣のもとで厳重に管理され、他に流布することを禁忌した。

新しいことへの知見の関心は、いわば人情であり、情報を集めたいとする欲望と、知り得た情報を他に伝えたいとする心情は、古今東西いづれにしても変ることはない。

今回、事例的に紹介する「石本書翰集」は、長崎在任の御用達、石本卯之介が、嘉永六年七月以降四年間に亘って、豊後岡藩に送信した書翰を集成したものである。

長崎御用達石本卯之介は、正式に興成と呼び、長崎在住商人のなかでも、古い家系を誇る人物であつた。

卯之介の祖は、もと対馬の出身で、慶長の役に朝鮮に出兵した岡藩始祖中川秀政と好みを通じたことから、中川氏の

の庇護を受け、御用達となり、以降、両氏代々好を通じ続け、幕末に至った。<sup>(1)</sup>

こうした関係から、石本氏は、代々長崎表における各種の情報を、岡の中川氏の元に送り続けたのである。

周知の如く、御用達は、用聞などとも呼ばれ、幕府や藩に出入して、領主の経済一般に関与する特定商人である。

書翰集所収、嘉永六年八月二日（第3号）の石本の書信によると、これより前の嘉永四年八月、中川氏が有事の際に駐留する長崎所在の延命寺が焼失、中川氏は百両を献納したが、その際、卯之介が大きく関っているなど、<sup>(2)</sup>中川氏と長崎表とを結ぶ、大きな紐帯ともなっていた。

石本の情報が、直結的に当時の岡藩政を左右させた点と見るべき点は見い出せないが、幕末期にはこの種、当然管理されるべき情報が、比較的容易に、部局外に流布していたと思われる事実の一例として、以下報告しようとするものである。

## 二、石本書翰について

石本卯之介は、嘉永六年七月三日日付の書翰以降、安政三年八月二十九日の書翰まで、四年間に一三〇余件に達する書翰及び長崎表の情報を、岡宛に送信している。

これらの書翰が、岡表に着信後、後代、恐らく伊藤樵溪によって整理されたものが、「石本書翰集」<sup>(3)</sup>なる二冊の冊子と考えられるのである。

書信には、当然、発信月日が記されており、一方、これを受理した岡藩側では、多くの場合、書信の袖に「某月某日岡表到達」とのメモを付している。

その両者から見ると、石本書翰は、大体毎月の初旬と下旬に、ほぼ定期的を送信されたものの如く考えられ、時に急を要する音信や、岡の役人が出崎し、帰国の折、もしくは地元商人が岡地方に向く折に託した臨時の書信も見られる。

やや煩わしいが、石本書翰にかかわる発信・着信・宛先・内容を全覽すると以下の如くである。

長崎より豊後岡表宛石本卯之助書翰目録

号	発信年月日	着信	宛先	内容項目
1	嘉永六年七月三日	同・十	草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>○五月廿七日付薩州の御届書写</li> <li>○六月廿日付薩州の御届書写</li> <li>○六月廿八日付蘭人風説書写</li> </ul>
2	嘉永六年七月十九日	同・廿二	井上与五郎 児島 玉記 安西 勝馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>○七月十八日付十四ヶ所江達書写</li> <li>○(魯西亜船乗組之覚)</li> </ul>
3	嘉永六年八月二日	同・六	草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魯西亜船一件書信</li> <li>○魯西亜船渡来一件(諸大名着到)</li> <li>○(魯西亜船団明細)</li> </ul>
4	嘉永六年八月廿五日	同・三十	進藤 清七 嶋村 水江 井上与五郎 小島 玉記	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎奉行所の達書写</li> <li>●御使番江別段石本の書翰</li> <li>●石本書翰(奉行交代等)</li> <li>○七月十七日付、松平薩摩守の書信写</li> </ul>

号	発信年月日	着信	宛先	内容項目
5	嘉永六年九月九日	同・十四	安西 勝馬 草刈 敬輔 武藤 章蔵 草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五島出役御役所附久保山庄助の御届書写</li> <li>○ 八月十五日付、五島左衛門尉の御届書写</li> <li>○ 魯西亜国王書翰受取渡之節行列</li> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 八月九日付、薩州の御届書写</li> <li>○ 八月廿四日付、御奉行所る十四ヶ所聞役江達書写</li> <li>○ 八月晦日付、御奉行所る十四ヶ所江御直達御状箱御渡之件 (八月廿八日付、御達)</li> </ul>
6	嘉永六年十月廿七日	同・晦日	草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> <li>● 内密文通</li> <li>○ 九月朔日付、五島左衛門尉の御届書写</li> <li>○ 九月廿五日付、かびたん江被仰渡御書附写</li> <li>○ 六月宗对馬守の御届書写</li> <li>○ 十月二日付、十四ヶ所聞役江御直達写</li> <li>○ 十月十五日付、十四ヶ所聞役江御直達写</li> <li>○ 十月廿三日付、十四ヶ所聞役江御直達写</li> <li>○ かびたん阿蘭陀人江被仰候御注文書之写</li> <li>○ 十月廿日付、御達写</li> </ul>

7	嘉永六年十一月十四日	郡奉行 草刈	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>○(蒸氣船雛型、設計図、兵書等注文書写)</li> <li>○(魯西亜国王書翰に関する件)</li> </ul>
8	嘉永六年十一月廿八日	武藤 古田左馬允	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>●別啓書翰</li> <li>○使節の御奉行所 江差出候書翰の意味書取写</li> <li>○(江戸の出張役人支配向一覽)</li> <li>○魯西亜船渡来ニ付、松平美濃守守衛人数、船数覚</li> <li>○魯西亜船渡来ニ付、非番持四ヶ所御台場 伊王島其外島々 江差出候人数船書写</li> <li>○(魯西亜船渡来ニ付、諸海岸固場人数一覽)</li> </ul>
9	嘉永六年十二月七日	同・十一 御家老中	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰(二件)</li> <li>○十二月二日付、蔵本喜七郎の大岩数之亟死書信写)</li> </ul>
10	嘉永六年十二月七日	同・十一	<ul style="list-style-type: none"> <li>○十二月五日付、入津魯西亜船御取調和解、御奉行所達書写</li> </ul>
11	嘉永六年十二月廿六日	安政元年 一・一 草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> </ul>
12	甲寅年正月九日	同・十四 草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>○正月五日付、十四ヶ所聞役 江御達書写</li> <li>○正月八日付、十四ヶ所聞役 江御達書写</li> </ul>

号	発信年月日	着信	宛先	内容項目
17	嘉永七年四月十二日		(草刈敬輔) (武藤章蔵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 十二月十八日付、魯西亜人江被下置品々目録写</li> <li>○ 十二月廿一日付、西奉行所江魯西亜人持参之品目録写</li> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 石本別紙書翰 (踏絵返幸便)</li> <li>○ 三月廿九日付、十四ヶ所之内、詰合之聞役江御達書写</li> <li>○ 四月五日付、松浦彦岐守之御届之趣、十四ヶ所御蔵屋敷へ廻状写</li> <li>○ 四月二日付、五島左衛門尉之御届書之写</li> </ul>
16	嘉永七年三月廿七日	四・一	武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 三月廿三日付、入津之魯西亜船江乗組御札之簡申口写</li> <li>○ 三月廿三日付、十四ヶ所之内、詰合之聞役江御達書之写</li> <li>○ 二月松平薩摩守之御届書写</li> </ul>
15	嘉永七年三月朔月		御使番 草刈 敬輔	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> <li>● 石本書翰</li> </ul>
14	嘉永七年正月廿二日	同・廿七	島村 (水江) 進藤 (清七)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> </ul>
13	甲寅年正月十九日		進藤 (清七) 島村 (水江)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> </ul>

21	20	19	18
嘉永七年七月晦日	嘉永七年七月十日	嘉永七年七月六日	嘉永七年五月十二日
閏七月・八	同・十七	同・十五	五・十七
島村 進藤 清七 水江	武藤 敬輔 章蔵	草刈 敬輔 武藤 章蔵	草刈 敬輔 武藤 章蔵
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰(尚書)</li> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 七月五日付、阿蘭陀船の差越候横文字書翰和解</li> <li>○ 七月五日付、田伏市郎左衛門の草刈敬輔江書翰(七月十七日付)</li> <li>○ 附録、同所御非番方松平美濃守の聞役江御達写</li> <li>○ 七月十日付、同所御非番方松平美濃守の聞役江御達写</li> <li>○ 七月九日付、同所御当番方松平肥前守の聞役江御達写</li> <li>○ 七月九日付、於御奉行所、十四ヶ所聞役江御達写</li> <li>● 蘭人風説書写</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本別紙書翰</li> <li>● 蘭人風説書写</li> <li>○ 七月九日付、於御奉行所、十四ヶ所聞役江御達写</li> <li>○ 七月九日付、同所御当番方松平肥前守の聞役江御達写</li> <li>○ 七月十日付、同所御非番方松平美濃守の聞役江御達写</li> <li>○ 附録、田伏市郎左衛門の草刈敬輔江書翰(七月十七日付)</li> <li>○ 七月五日付、阿蘭陀船の差越候横文字書翰和解</li> <li>○ 七月五日付、蘭人御糺二付、申口写</li> <li>● 石本書翰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石本書翰</li> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 六月、松平薩摩守の御届書写</li> <li>○ 四月十一日夜、五嶋左衛門尉御届書写</li> <li>○ 四月十一日付、大村丹後守の御届書写(二通)</li> <li>○ 四月十日付、大村丹後守の御届書写(二通)</li> <li>○ 四月十一日付、松浦吉岐守御届之趣、十四ヶ所御蔵屋敷へ廻状写</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四月三日付、五嶋左衛門尉の御届書写</li> <li>○ 四月八日夜、五嶋左衛門尉の御届書写</li> <li>○ 四月九日夜、五嶋左衛門尉の御届書写(二通)</li> <li>○ 四月十一日付、大村丹後守の御届書写(二通)</li> <li>○ 四月十日付、大村丹後守の御届書写(二通)</li> <li>○ 四月十一日付、松浦吉岐守御届之趣、十四ヶ所御蔵屋敷へ廻状写</li> </ul>

号	発信年月日	着信	宛先	内容項目
22	嘉永七年閏七月廿一日	同・廿五	老職等へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石本書翰</li> <li>○七月廿八日付、十四ヶ所江御達書写</li> <li>○七月廿八日付、蒸気船風説書写</li> <li>○七月廿一日付、石本書翰</li> <li>○閏七月十五日付、十四ヶ所御聞役江御達書写</li> <li>○七月、唐人を差出候書翰和解写</li> <li>●閏七月廿一日付、石本内密書翰</li> <li>●石本書翰</li> <li>○一八五四年九月七日（嘉永七年閏七月十五日ニ当ル）「長崎の地畏多く御奉所江」（スコウベイナクト書信）写</li> <li>○八月廿九日付、十四ヶ所聞役江御達書写</li> <li>○九月五日付、十四ヶ所聞役へ御達書写</li> <li>○九月七日付、被仰渡候御書附写</li> <li>○阿蘭陀国王を江府江献貢物入日記写</li> <li>○八月廿三日、暎吉利人御呼出之節、従公讓之被下物品附等写</li> <li>○御奉行水野筑後等を被下物品附写</li> <li>○御目附永井岩之亟を被下物品附写</li> <li>●石本書翰</li> </ul>
24	安政二年三月廿一日	同・廿四	井上与五郎 小島玉記	
23	嘉永七年九月八日	同・十三	草刈 敬輔 武藤 章蔵	

25

安政二年四月十八日

鶴飼 平太

嶋村 水江

田伏市郎太

草刈 敬輔

武藤 章蔵

●石本内密書翰

○三月十九日付、八藩聞役御達書写

●石本書翰（井上多宮、絵返之便）

○阿蘭陀かびたんを申越候書翰之返答書写

○フランス船得る阿蘭陀かびたん江差越候書状かびたん翻譯横文字和解写

○フリタニヤ女王、蒸気船コルフエト船ステイクス船名、於長崎千八百五拾五年第五日本三月十九日着港通知写

○右翻譯書写

○三月廿二日入津之小唐船乗組唐人申出和解写

○三月廿日入津之フランス船へ乗組居候唐人申口写

○三月廿三日以降、四月十六日迄異国船入出港に關し、奉行所を聞役への通達書写（八件）

●石本書翰

●石本書翰（猶書）

○四月廿七日付、フランス船出港に關する御奉行所御達書写

○四月九日付、阿蘭陀船入港に關する御奉行所御達書写

○六月八日付、渡来之蒸気船を差越候横文字和解写

○六月十日付、壹番船風說書写

26

安政二年七月七日

七・十二

草刈 敬輔

武藤 章蔵

号	発信年月日	着信	宛先	内容項目
27	安政二年九月九日	同・十七	草刈 敬輔 武藤 章蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 六月廿一日付、式番船風説書写</li> <li>○ 唐国漂着船(日向)の唐国騒動の模様届書写</li> <li>● 石本書翰(三通)</li> <li>○ 八月、阿蘭陀の献貢之蒸気船運用、伝習として江戸の派遣の 人士名面書写</li> <li>○ 松平薩摩守届書写</li> <li>● 石本書翰</li> <li>○ 七月八日、八月六日付、異国船渡来に関する御奉行所御達書 写</li> <li>○ 阿蘭陀風説書写(二件)</li> <li>● 八月十九日付、石本内密書翰</li> </ul>
28	安政三年八月廿九日	九・十三	嶋村 水江 田伏市郎左衛門 嶋村 一 田伏 宛	(以上)

以上の表で一覽される如く、書翰の発信から到着までの所要日数は、早いもので三日、遅いもので八日から九日を要しており、平均五日程度となる。

長崎から岡までの旅程は、『崎陽群談』<sup>(4)</sup>などによると、陸路の場合、最長が長崎・彼杵・佐賀・秋月・日田・胴尻經由で七〇里余で、諫早・柳川・山鹿・大津經由で六二里、諫早・島原・熊本・大津經由で四六里となり、また北部九州廻りの海路で、三佐・犬飼を經由した場合で、一四九里となっている。

書翰の所要日数三と四日という類は、左の旅程のうち、最短距離を經ているものと考えられるが、その詳細については、判然としない。

書信の内には、例えば、嘉永七年正月二十二日の「貞介使」(表14表)、安政二年四月十八日の「井上多宮、繪返之便」(表25号)などの注記で知られる如く、「幸便」の例が数例確認されるものの、その他に關しては、その手段は不詳である。「井上多宮・繪返之便」とは、時期的にやや疑問が残るが、恒例の「繪踏」に際し、借用したその用具を長崎に返却に出向き、帰途に託された幸便の意であらう。

「踏絵返幸便」の例は、他にも一例見られる。

この外、嘉永七年七月十七日の書信中に、田伏市郎左衛門より、草刈敬輔への書翰の写しが添えられており、文中に「一昨夜、帰国、持歸來状」とあり、また「別紙」七月十日日附石本書翰中に「此別紙の件、長崎表出立之節(田伏氏が)、矢上表まで卯之介追懸参り、同所にて認取申候ニ付、略儀」と見える記事なども、幸便の性格を知る上で参考となるうか。

次に、石本卯之介より便送された書翰の宛書が問題となるが、全期を通じて、草刈敬輔、武藤章蔵両者への連名が多く、この外に、井上与五郎・小島玉記・安西勝馬・古田左馬允・進藤清七・島村水江・鶴飼平太・田伏市郎太などの名が見える。草刈・武藤氏家の場合は、「郡奉行」と肩書きする例が見られるものの、その他に關しては、肩書きを見ない<sup>(5)</sup>。

嘉永六年十二月七日の「御家老中」、同七年三月朔日の「御使番」宛の書翰は特別となるが、後者は、右に例記した諸氏のうちのいずれかの肩書きになるものと思われるが、史料的に判然としない。彼らは、いずれも高身の身分ではないが、郡奉行格の実務派であるらしい。

## 三、石本の情報収集態度

書翰の内容そのものについては、別項で触れるが、ここでは、そのニュース・ソースを中心に、問題点を見ておこう。勿論、全書翰の場合を見る紙幅もないので、極く限られた事例を挙げる。

石本書翰中には、しばしば「内々写取、入御覧申候」という表現が見られ、彼が役職の立場を通じて、公的な文書類を披見した折に、必要と思われた部分を、私的に写し取り、これを岡表に送ったことが知られる。そうしたニュース・ソースにかかわる場面を、書翰の一例から見よう。

嘉永六年八月二日、岡表の御使者番へ送られた書翰（表第3号）によると

（前略）私儀、兼て波戸場役所立会被仰付置、右役所之儀は、公儀御用船之進退を預候勤向之処、此節御繰出以来、同役人にて、忝人は冲魯西亜船繫場江出方仕、忝人は役所江詰切、海陸交代いたし相勤、誠ニ繁多之処、先月廿七日、魯西亜船滞船中、御用掛被仰付、弥以繁多ニ相成、就ては、御用之節々、魯西亜船江も上船仕候間、船中之様子書記、入御覧候様可仕候、此段、御含迄申上候、

と見え、石本が、来航したロシア船船中現場にいたことを知ることができ、こうした現場で得た新しい情報が、岡表に伝達されたのである。

勿論、役所側の情報管理は嚴重であり、例えば、嘉永六年七月三日の書翰（第1号）によると、薩州報告書写しを送付の折、石本は、

当表御奉行所江は、江府よりの御用状御到来未無御座、頃日、月並の御用状御到来之所、阿蘭陀通詞之内、蘭語巧者之者式人、江府江御召ニ付、急支度にて出府、御用筋は相分兼候得共、多分右一件（下略）、  
とか、

異国に係り候儀、近年別て御厳密<sup>ニ</sup>て、委敷様子相分り兼申候、との表現が散見するものの、岡表ではさぞかし「遠境之風聞<sup>ニ</sup>て、御不審も可有御座と奉存候」ので、詳しい情報を入力次第、送付するとの表現も各所に散見している。

また、前便を受けて、書翰の内には、「先便差上置候書付、間違有之候段、宜く御聞濟被下度奉願候」として、誤報の訂正を行なっている点などからして、石本が、極めて良心的に、正しい情報の収集と送付に心掛けていたことも知られよう。

#### 四、石本書翰の内容

次に、長崎から岡表に送信された石本の書翰の内容についてみることにするが、許された紙幅の制約から、その全てをとり上げることは不可能である。

そこで、本節では、書翰中、石本の情報収集姿勢を知ることのできる内容のもの、及び当時、いかなる情報に興味・関心の的が置かれていたかを知り得る内容を中心に取り上げてみたい。

石本書翰第一信（第1号）には、嘉永五年から六年にかけて、長崎四郎崎、伊王崎に、佐賀藩が築造した台場見分にかかわる記事が見える。

記事によると、

（上略）佐賀家<sup>ノ</sup>御普請御取掛り相成居候当湊沖手、四郎崎・伊王崎新規御台場御普請向、七分通出来<sup>ニ</sup>て、五月中石火矢御備付<sup>ニ</sup>相成申候、右之内<sup>ニ</sup>は、珍敷大砲玉目式拾八貫八百目筒、口径<sup>ニ</sup>て九寸余、長<sup>サ</sup>凡七尺余、其外拾五貫目并五貫目之石火矢、式貫四百目之長筒等数拾挺御備相成、先達て御奉行所御見分之節、御供<sup>ニ</sup>て罷越、誠<sup>ニ</sup>目を

おとろかし申候、尤、御普請皆出来と申儀<sup>ニ</sup>は無御座候得共、御見聞之次第、荒増申上置候（・印筆者）。と見え、新築台場見分の実感を、生々しく伝えている。

書翰中には、オランダ船の持ち込んだいわゆる「風説書」の写しも各所に見られ、第一信中には、嘉永六年六月二十七日附の風説書が含まれていて、長崎表における様々な動きとともに、そこに集まる国際的情報にも、強い関心が寄せられていたことが知られる。

嘉永六年十一月二十九日附書翰の「別啓申上候」とする別啓書の一ヶ条には、

「唐国も一昨年来、明代之余類恢復を名として一揆起立居候処、当春来別て盛<sup>ニ</sup>相成、不容易騒動之よし、朝鮮・琉球両国之風聞、追々承及申候、定て御承知之儀とは奉存候。是以往々、皇国之患<sup>ニ</sup>は無之哉誠<sup>ニ</sup>以苦々敷次第<sup>ニ</sup>御座候。

と、清国における太平天国の乱に関して所感を伝え、詳細な情報を得た翌年閏七月には、この乱に係わる唐人の口書の全文を送信している。やや長文になるが、その前半をかかげよう。

「唐人の差出候書翰和解之写」（「朱書」）

当時唐国騒乱之次第申上候様御尋之趣、承知仕候、右は道光三十拾年之頃、烈敷相成、広西広東無類之賊党相集、洪秀全陽秀清と申兩人之者張本<sup>ニ</sup>て、同類次第<sup>ニ</sup>相増、従之者不少、或ハ式三千人或ハ四五拾人も諸所<sup>江</sup>手を分、乱妨<sup>ニ</sup>及び、剩官府<sup>ニ</sup>打入城郭をも奪取、大砲雷火等を相用、随分軍略<sup>ニ</sup>達候者も多勢語合候趣御座候由、右之者共何れも惣髮<sup>ニ</sup>相成、頭<sup>ニ</sup>赤木綿を巻居候故、官軍<sup>ニ</sup>ては紅巾賊又ハ長髮賊と相唱申候、昨丑二三月頃、江南之内揚州鎮江南京三ヶ所、別て賊勢多、四五万人も相集、三ヶ所城郭奪取、其地之官員討死不少、追々隣県諸所<sup>江</sup>軍兵繰出、京都<sup>ハ</sup>欽差大臣下向<sup>ニ</sup>て、十月頃<sup>ニ</sup>至り、揚州<sup>ハ</sup>速<sup>ニ</sup>恢復致し、賊徒何れも鎮江南京<sup>ニ</sup>逃集、堅く相守居候を、官軍取

匪、兩所通路不相成、様断切罷在申候、右南京ハ、明之大祖建都之地ニテ、至て要害宜く、多分急ニ落城致間敷哉、勿論火炮等ニテ「壘」ニ致候ヘハ、速ニ退治可仕候得共、賊兵之内、良民追従の者も不少、玉石不分儀を心ニ不忍、唯緩攻して糧道を断切、自然と降参致候様、欽差大臣之謀略之由ニ御座候、右ニ付、此節唐国出帆之頃迄ハ、勝敗相分不申候、猶又洪楊之両賊、兼て木偶人を拵へ、天徳皇帝と唱へ、至て尊敬し、軍兵之進退、右木偶人を祈り、其示現ニ随ひ決断致候由、畢竟妖術ニも可有御座哉（下略）。

右は、寅年（嘉永七、安政六）七月の日附を持ち、「王氏江星番、船主十二家楊少棠」なる者の署名のある答申書の写しである。これは、石本書翰、嘉永七年閏七月二十一日附のうちに含まれるもので、その内容から明らかな如く、嘉永三年（一八五〇）にばつ発した清国における「太平天国の乱」にかかわるものである。周知の如く、太平天国の乱は、清国道光三十年に起り、日本暦元治元年（一八六四）に終えんするまで、十四年間に亘つて、中国に吹き荒れた革命の嵐であつた。この乱は中国革命の先駆としてそのうちに大きな影響を与えるものであつた。

この石本の書信は、長崎奉行所の疑問に対する返答の「和解」であり、ここには、その前半分のみを引用した。右の太平天国の乱にかかわる記事は、嘉永七年頃、中国蘇州近辺における風聞を基にした清国船員の供述を和訳したものであるが、比較的正確な情報といえよう。

同年七月二十一日付の書翰の一ヶ条には、阿蘭陀の持ち込んだ内密情報として、クリミヤ戦争にかかわる記事も見えらる。それは、次の如くである。

魯西亜国之儀、自国之強大を頼ミ、同盟之諸邦を輕蔑し、盟約を背候ニ付、兼て諸邦意恨を含ミ罷在、就中エケレス国は年来之宿意有之処、去年中トルコ国江対し非分之儀有之候事起リ、トルコよりエケレスを語らひ、フランス、オーステンレイキ、プロイス、エゲイプテの四ヶ国を勧め、都合六ヶ国申合、歐羅巴州中平穩之ため魯西亜征伐之名

儀を立、及戦争候由、阿蘭陀人々御内密申上候趣、頃日密々及承申候。

周知のようにクリミア戦争は、アメリカ使節ペリー及びロシアのプチャーチンが来日した年の嘉永六年七月に、トルコとロシアとの間に始った戦争であり、二年後の嘉永七年閏二月に終結した。ロシア船日本来航の目的の一つに、こうしたヨーロッパ情勢とからみ、ロシアがアジアに戦略をめざしたことがあげられるが、続く石本の書翰の次の一ヶ条には、

一、此度エケレス船渡来之主意、早速其節江内々相尋候処、是又御機密にて、委敷儀は相分兼候得共、前書申上候魯西亜国と戦争之儀ニ付、諸邦相廻り候段申立、当湊江魯西亜船アメリカ船参居不申哉相尋候由、就ては、魯西亜船参居候ハハ、及鬪争候意趣無之哉之旨、専ら風聞仕候、尤、右戦争之儀ニ付、当湊表御奉行所江も、申上儀有之候間、御逢之儀相願候由ニ付、江府々御下知次第、品ニ寄御応接相成可申趣、密々及承申候、是又、右船乗組之内、日本語ニ通し候異人之儀、内実は日本人にて、先年、彼国江漂流いたし、其儘帰国不致尾張之町人乙吉と申者之由風聞及承申候、右之趣御内密奉申上候（下略）。

と記し、同年七月、長崎に入港したイギリス船来航の主題は、クリミア戦争にかかわり、イギリスが、敵国ロシアの軍船探索のために日本の港にまで来たのであり、この地で対戦に及ぶのではないかとする不安の風聞のあったことを伝えられている。

御用達としての石本は、以上引用した如く長崎奉行所に集まる様々な情報を、立場を利用して集め、または、長崎表における巷間の風聞を、定期的もしくは臨時に、岡表に通達しただけでなく、まさに「御用達」らしく、岡側の要求に応じて、物品の調達にも関与している。

嘉永六年十一月二十八日付、家老古田右馬允宛の書翰内容は、その一例である。

一 坤輿之図、当表<sup>ニ</sup>は細末之品も有之候段御承知<sup>ニ</sup>付、写取申付、代料如何程位<sup>ニ</sup>て出来可申哉御承合せ申候様被仰下承知仕候、右は、是迄取扱不申不心得之品<sup>ニ</sup>御座候得共、先日及見候図面、壹ツは紙巾四尺方位式枚摺、壹ツは美濃紙十六枚之綴本<sup>ニ</sup>て、諸国写本<sup>ニ</sup>御座候、尤、右図種々有之候<sup>ニ</sup>て、西洋国々<sup>ニ</sup>ても、成丈ヶ近年出版之品、弁理之よし、併翻訳無之ては、其節之ものならでは解兼候由、右図訳字書入有之分は多クハ、江戸天文台蔵版之儀<sup>ニ</sup>付、却て江戸<sup>ニ</sup>て摺物御調へ相成候方、御恰好<sup>ニ</sup>候は哉と申事<sup>ニ</sup>御座候、乍去、写方之儀も問合せ候処、式枚摺之方、金壹両壹歩位<sup>ニ</sup>て、精々入念写方可仕趣、此節私儀も入用<sup>ニ</sup>付、右縮図之綴本写方申付置候儀<sup>ニ</sup>付、出来之上、入御覽可申候（下略）。

この書翰内容は、岡表から「坤輿地図」を入手したい旨の要請に、石本が長崎表から応えたもので、流布している地の種類や、その内容に触れ、最良の品の何たるかを示すという極めて良心的な立場を示しており、このことも、石本から岡表に通達される情報の信憑性についても考えさせられるものであろう。

さて、以上、石本書翰の二、三の内容について紹介して来たが、彼が「内々写取り」などして送達した書信内容には、どの程度の歴史的信憑性もしくは齟齬があるのであろうか。以下、江戸表に報告された情報と、石本が岡表に送達した情報の内から、嘉永六年、琉球に来航した外国船にかかわる「薩州ヶ御届写」に限って比較してみよう。

石本書翰中には、各所に「十四ヶ所聞役<sup>ニ</sup>申渡」という記事が散見する。これは、異国船の入港など、「異変」の折などに、長崎奉行所から、当地に駐兵する諸藩の役所に、事態の概要や心得方を伝達したものであった。

『官街公著表』<sup>(6)</sup>によれば、この十四ヶ所の聞役とは、島津・細川・黒田・毛利・鍋島・有馬（久留米）・小笠原・立花・宗・松平（島原）・小笠原（唐津）・松浦（平戸）・大村・五島氏を含む九州の大名を指し、幕府の命令によって、長崎に駐在したが、各大名の駐在本部を「蔵屋敷」と呼び、そこに、常時もしくは日時を限って家士を在勤せしめたものであ

る。従って、その役所は、各藩にとって長崎表に集まる大小多種の情報の収集拠点となっていたことは疑いない。二豊諸藩の中では、豊前小倉藩の小笠原氏一氏が含まれるのみであった。

豊後府内藩では、嘉永六年六月の、ペリー浦賀来航のニュースを、小倉在任の「御用達」商人からはじめて入手し、驚いて隣接する肥後藩鶴崎に問い合わせたところ、鶴崎表では、この情報をすでに熟知しており、しかも、その情報は、肥後表を通じて正式に達せられていたことが判った。

長崎表に「聞役」を駐在させることのできなかった諸藩は、多くの場合、情報を収集する手段を、広域的に流通・情報網を持つ「用達」などに頼っていたことは疑いない。

岡表への長崎を中心とする各種の情報が、石本氏を通じて伝達されたことは、事例的に示した史料によって知られるところであるが、では、こうした石本の報告の多くが「内々写取った」といわれる性格のものである点からして、長崎奉行を通して中央（江戸）に報告されたものと、どの程度まで内容的に類似するものであったのであろうか。以下、初期書翰の内から、比較してみよう。

### ① 丑七月四日、御用番江御届写

私領琉球国之内那覇沖に當四月十九日異國船三艘見得來二艘と火輪船二  
 隻追々卸碇候ニ付役々差越本國來着之次第相尋候處北亞米喇幹船ニ  
 唐  
 人乗合二艘と乗組三百人宛、一艘と貳百五拾人乗ニ同月十日三艘共上海  
 へ出帆致來着肝要之用向ニあて無之段申出同廿日逗留喚入右船に差越無  
 程參將登人通事唐人壹人喚入一同上陸役々の致面會度申出應共恣候處右  
 唐人を以北亞米利幹國欽差水師提督と可及相談儀候間元船に參吳候様申

### ① 丑五月廿七日薩州へ御届書之写

癸丑當四月十九日琉球国之内那覇江異國船  
 三艘相見來着、式艘は火輪船にて追々却碇  
 候二付、役々指越本國來着之次第相尋候處、  
 唐人乗合北アメリカ船にて式艘ハ三百人宛  
 乗組、一艘は貳百五拾人乗にて、同月十日

出本船の乗歸候ニ付同廿一日、役々右船に差越候處提督并外貳艘之舟主通事唐人逗留候人ニ差越致列席提督ハ映人を以當地に壹ケ月程可致滞船朋友ニ致可吳旨申出候ニ付、何様之譯ニ長々可及滞船哉相尋候處琉球金山に渡海之中道ニ相當都合拾壹艘追々可致渡來爲待合致滞船候旨申出候ニ付當地疲勞至る不自由之小國薪水等々成丈可差送候得共大國と諒を結候儀速々難成段和斷候且又食料等追々致所望右謝禮於王城可申述旨申出候ニ付、微少之品差送候速々謝禮ニ可及殊ニ當時國王病氣ニ爲其儀難計段和斷候處夫形罷在候同日、異國船壹艘同所に致渡來亞米利幹船之樣見請候ニ付右役々差越候處船中より異人共出迎罷歸候様手續を以申通候ニ付何々不相分候得共乗組と五拾人位見及候同廿三日、異國船壹艘同所に致來着候ニ付、役々差越候處通辯之との無之分兼候得共旗印等外船同様ニ爲、大概貳拾人余之乗組見及候、右船壹艘々、如上海差越候由ニ同廿六日、致出帆同晦日提督共外上陸逗留候人ニ爲同列可申述儀有之致入城度段申出候ニ付種々故障申開再往及斷候得共開濟無之何々不及心配却る行列音樂等慰ニ爲可相成旨中途奏樂ニ爲律儀ニ罷通（管四拾人）召列其外々城外に相扣候ニ付册封使禮式同所に招入、役々致面會候處滞船中所望物用辨相達吳、別々添段申述左候互ニ朋友相成度旨申出候ニ付以前ニ申開候通小國大國と之交連も難相成此儀ニ致用捨吳候様及返答候處夫形開濟其外何之申立致不致至る律儀ニ會釋致無間も元船に乘歸候尤符合之船相揃候上、直ニ可致出帆由ニ爲、五月初日迄ニ致滞船異人共間々上陸、近邊致歩行其外何々異變之義無之別々平和罷在候、乍併取締向之儀一涯嚴重申付置候旨、琉球ニ以飛船屆來候ニ付長崎奉行に委細申述候由國元家來々も中越候此段及御届候以上、

六月十二日

史學論叢

松平薩摩守 (7)

三艘共ニ上海へ出航之段申出、翌廿日逗留候人右船江指越無程參將唐人通事唐人一人一同上陸、役々へ面會之上、明日役々手船ニ參り吳候様申出候ニ付、其通可致旨相達候處、夫成本船江乘歸り候、同廿一日役々指越之處、外貳艘之船主列座致し、逗留候人ヲ以、當地江ケケ月程可致逗留船申出候ニ付、何様之訳ニ長々可及滞船哉相尋候處、金山へ致渡海候得共、船々都合拾壹艘追々可致渡來待合之ため致逗留候旨申出候、且又同日ハ廿三日迄同國船貳艘來着、内壹艘同廿六日致出航候、尤、食料等追々任望相与候處、謝礼申述左ニて待合せ船々相揃候上は、直ニ致出航由ニて五月初日迄致逗留候、其外も異變之儀無之、別々平和罷在、乍併、取締等儀ハ、一涯嚴重申付置候旨、此節琉球へ申來候事

五月廿七日

## ② 丑七月四日、阿部伊勢守殿江御届書し

私領琉球國之内那覇に當四月十九日より同廿二日迄、北アメリカ船五艘來着壹艘と如上海致出帆、外四艘致滯船居候段、先達及御届候處、五月三日、提督乗船外一艘東北の方無人島に石炭爲積兩艘致出帆候同七日、異國船壹艘渡來いさゝ候に付、役々差越本國來着之次第相尋候處、唐人乗合、北亞米利幹船ニ乗、提督下知を請、上海へ出帆來着人數貳百人内唐人貳拾貳人乗組、且外ニ貳艘可致來着段申出候同十九日、異國船貳艘同所に致渡來候に付、役々差越同相尋候處、最前無人島に石炭爲積相渡候船之由申出候同廿二日、異國船貳艘同所に致渡來候に付、同相尋候處、貳艘とも唐人乗合是又同國之船ニ乗壹艘と四月廿六日、上海に相渡、石炭并糧食積入渡來壹艘と人數百人内唐人貳人乗組、石炭積入、五月七日、上海より出帆渡來之段申出候、左候は右唐人貳人荷物持却、喫人滞在之寺に差越可致止宿模樣に付、逗留喫人に子細相尋候處、唐國より近々喫船可致來着其節爲通事唐國滞在之喫人、差遣候段承候に付、喫人并提督に及理解、再應止宿之儀相斷候得共、於唐國吟味之事、故其通難取計、何様申入候も不致承知候に付、無是非喫人一所に差置候、且亦右之内火輪船共四艘、兵船ニ乗、圖書を持近々如江戸可致出帆、貳艘と如上海出帆、壹艘と船々待合のため相襲爲致滯船候に付、所望之物致用辨異候様、尤船中之もの共無禮之仕形無之様、堅申付置候に付、若右様之儀共有之候に、書留いさゝ候、又々提督來着之節、不隱可申出旨申候候に付、一同出帆いさゝ候、吳候様申入候得共、何と船々都來着迄、可致滯船と之事、故跡船何艘程渡來可致哉、相尋候得、拾艘計も可有之、未致決定段申聞追々、食料等所望に付、相與置候處、五月廿五日、壹艘如上海出帆、同廿六日、四艘と如江戸可相渡旨申出、東之方に乘行候壹艘と如上海出帆、尤滯船中異人共別る平和罷在滯留

## ② 六月廿日薩州の御届書之写

琉球國之内那覇、江當四月十九日、同廿三日迄、北亞米利幹船五艘來着、一艘は上海之如く出帆致し、其外四艘致滯船居候段、先達て申上置之通にて、五月三日、提督乗船外ニ一艘東北の方無人島へ石炭積越之ため指越之由にて、両帆致出帆候、同七日、異國船一艘致來着候に付、役々指越本國來着之次第相尋候處、唐人乗合北亞米利幹船に提督下知ヲ受、上海へ出帆、來着人數三百人内唐人貳拾貳人乗組之段申出ル、且外ニ貳艘同所江來着候に付、役々指越同相尋候處、最前無人島へ石炭積越之ため罷越候、貳艘之船にて候、同廿二日、異國船貳艘同所へ致來着候に付、同相尋候處、貳艘共ニ唐人乗合是又同國之船にて、一艘ハ四月廿六日、上海江罷越候船にて、石炭并糧食積入渡來、一艘ハ、人數百人内唐人貳人乗組にて、石炭積入五月七日出帆渡來之段申出、左にて右之唐人貳人荷物持却、喫人滞





尤も、下段①史料については、上段①史料に比して「中略」部分が見られるが、そこに石本がひまを見て「内々写取」した事実が察せられる。すなわち、石本は、事態の重要性を自ら判断し、入手資料の要所を写し取り、岡表に送達したものと考えられる。

石本書翰のうち、散見される「オランダ風説書」と、書翰内容の一致、齟齬の関係については、別稿を考えているが、以上例示した石本書翰と他の同内容資料の記述的共通性は、石本書翰の全般的信憑性の深いことを考えていいのではあるまいか。

嘉永六年、浦賀にペリーが来航し、ウイルモアの国書を提出、幕府に開国を迫るや、幕府は、開国の是非について、諸大名に諮問した。同年七月一日のことである。<sup>(9)</sup>

ペリーの来航にかかわる情報が、石本卯之助より岡表へ告知されたのは、七月十日のことであった。それによると、ペリー来航に際し、急拠、越前家などが「御固」のために動員された旨大坂表の情報（風説）が、長崎表の商人の元に届けられたのは、六月中旬のこと。

更に、ペリーが国書の返答を、再航して受け取ることを約して、六月十一日に浦賀表を出航したとの情報も、追って届けられた。

しかし、石本書翰によれば「異国船に拘り候儀は、近年、別て御厳密にて、委敷様子相分り兼申候」と述べる如く、この書翰が、石本から発信される七月三日時点では、ペリーにかかわる江戸からの正式通達の長崎表到来の有無に関しては、石本も確認していない様である。

従って石本は、書翰中で「若し、岡藩江戸屋敷より詳しい情報が、国元へ届いているならば、当方へ聴かせて欲しい」と述べ、彼の情報収集欲の強さを示している。

嘉永六年七月十七日、長崎へ始めて入港したロシア船の動向をめぐる石本書翰は、量的にかなりの分量となる。

ロシア使節は、この折、国書を携えていたが、これは、長崎奉行所で嚴重に処理ののち、江戸に急送された。その様子について石本書翰は、

(上略)扱、国書の主意は今以私儀も更に及承不申、一鉢、右魯西亜船一件は、初発<sup>ル</sup>極々機密之御取計ニて、船<sup>ル</sup>差出候書翰類和解之節は、聊之事たり共御奉行御前江重立候阿蘭陀通詞罷出、一切人<sup>ル</sup>扨ニて和解被仰付候儀ニ付、惣々相洩不申、私共は不及申其筋ニ携候重役之ものさへ、承知不仕事勝々有之、殊に国書之儀は封之儘ニ江府江進達ニて相洩不申、旁以相洩候儀ハ有之間敷奉存(下略)。

としながらも、

尤、国書之主意一と通使節之者書取、御奉行所御含迄ニ差出之儀は、其砌、極内密及承申候処、其後別紙之通国書之主意書記候物、内々流布仕候(下略)。

と述べ、結局、入手し得た国書の主意書も岡表に送付している。

右の書翰の中で、石本は、このような極秘の情報も、所詮は「追々近国へも取散之儀ニ付」として、情報の拡散することを予想し、情報の非公開性や、外国との対応のまずさを批難してさえている。すなわち、十一月二十八日付書翰の一ヶ条に、

当六月中、浦賀表江アメリカ船渡来之儀ハ、一昨年とか蘭人<sup>ル</sup>粗申上候由之処、公辺例之機密之御取計ニて、浦賀役筋ニも、委敷備は相心得不申候故、最初之応接<sup>ル</sup>不都合ニ相成、夷人共大ニ威を振、此方<sup>ル</sup>は腫物を扱ひ候ごとき御取計ニて、皇国之武威と申ハ聊も無之、誠ニ以御残念之趣、不肖之私共すら至極御同意ニ奉存候(下略)。

と見え、ペリーの来航が、オランダによってすでに早い段階で分っていたにもかかわらず、当局者が、これを極秘にし

のために、来航に際して、応待のまずさから、大いに面目を失したと述べている。

このことは、嘉永六年のロシア船の来航に際して、その国書の扱いを厳密にした長崎奉行所や幕府の態度について、同じ轍を踏むべきではないとする、石本の所感を披瀝するものである。

石本卯之介からの長崎表の情勢は、ここに第一信として収める嘉永六年七月以前にも続けられていたことは、岡と石本との関係及び本書翰集に収められる書信内容のはしほしの記述から見て確証されるところである。

ここに紹介した「書翰集」が、事改めて、嘉永六年をもって始まることには、若干の意味を考える必要はあるまいか。嘉永六年のペリー来船を機に、全国は一抛に騒賑の社会となった。

岡藩では、一人気を吐いた勤王の士・一河一敏が、嘉永六年夏、肥後黒川温泉に入湯中、ペリー来航の報に接し、直後から、勤王運動を急展開し、藩情もあわただしくなる。本書翰集を編成したと思われる伊藤樵溪は、同藩で『豊後国志』編纂の大役を果たした伊藤文蔵（鏡河）の息子で、天保八年先手物頭、嘉永三年江戸留守役に任ぜられてのち、藩校由学館の助教、四年に近習物頭格となり、万延元年九月に死去した人物<sup>(1)</sup>。

ペリー来航、ロシア船入港と、あわただしい世上の実態を反映して、その関係資料を集成しておく必要が痛感されたためと思われる。

幕末期における長崎情報は、勿論、ひとり岡藩に限って流されたものでないことは、当然である。いやむしろ、岡に流れた情報こそ、限られたものであったと考えるべきである。そして、これらの情報が全てさまざま藩政の展開に反映されたと考えることも早計である。

嘉永六年七月一日の米国書に関わる諮問に対して、岡藩主中川久昭の意見具申は、比較的早い時期に行なわれた<sup>(2)</sup>。すなわち、久昭は七月十七日の日附をもって、今時世上の人情の変化、諸大名の経済的疲弊、武備の実用を欠くことを述

へ、

左候得ば、不得止暫く彼か願出候内、何成とも忝ケ条ニても御免ニ相成、幸彼方〆五年十年之年限御約束之儀も申越候得は、四方諸大名にも嚴重被仰渡、兵備十分相整候様仕、其上ニて、此方不都合之儀も御座候ハハ、年限約束之通ニて固相断（下略）。

と述べ、そのためには、先ず「国持大名」を厚遇すべしと云っている。<sup>12)</sup>

多くの大名が具申した限定付開国という、いわば日和見的な意見でしかなく、長崎情報の結果が、直結的に影響を及ぼしているとは考えられない。しかし、このような基本的情報の流布が、やがて、幕藩の体制を次第にむしばんでいくことも、また事実である。

註(1) 「石本氏文書」所収「由緒書」 九州大学九州文化史研究施設所蔵。

(2) 「肥前長崎延命寺文書」所収「中川様御状扣」 別府大学文学部史学科所蔵。

(3) 伊藤樵深自筆と思われ、樵溪の自印が捺されている。別府大学文学部史学科保管史料。

(4) 九州文化史研究施設校訂『崎陽群談』

(5) 古田左馬允は文化二年から九年にかけて家老を勤めた人物、名を広計と呼ぶ。また武藤章蔵は国事に際し、文久二年二月江戸上使を勤めている。

(6) 長崎市編『長崎叢書』『増補長崎略史』上巻三所収。

(7) 『大日本古文書・幕末外交関係文書之一』所収。複写。

(8) (7)に同じ。複写。

(9) (7)に同じ、第二六一号文書。

⑩ 後藤重巳「外様小藩における勤王動向」『日本歴史』四四三号。

⑪ 直入郡教育会編『直入郡志』。

⑫ ⑨に同じ、第二八六号文書。

尚本稿は、平成元年六月十七日別府大学史学研究会において、同題で口頭発表した内容に若干加筆したものである。また「石本書翰集」は、平成二年中に附属博物館より翻刻出版の予定である。